

条 例 見 直 し 調 査

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	旅館業法施行条例		
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 64 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	旅館業法の規定に基づき、旅館業の営業の施設の衛生措置の基準、構造設備の基準その他旅館業の業務の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	旅館業法の規定により条例で定めることとされている衛生措置の基準、構造設備の基準等について定めているものであり、また、許可申請等の手数料も定めていることから、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定める衛生措置の基準及び構造設備の基準は、レジオネラ症対策を講ずる等、新たな衛生管理上の課題にも対応したものであり、有効なものである。	県所管区域における旅館業施設数 H20 1435 H19 1467 H18 1510
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める衛生措置の基準、構造設備の基準等は、いずれも明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げる「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	旅館業法等関係法令の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無